

# 消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

(平成15年6月18日公布 法律第84号)

緊急消防援助隊の位置づけ		消防組織法
編成、装備の基準 基本的な出動計画		総務大臣の策定する計画
消防庁長官の関与		措置の求め 指示 (東海地震等大規模災害、特殊な災害)
財政措置等	活動経費	国庫負担金 (活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	義務的補助金 (補助率は政令で定める)
	国有財産、物品の貸付	無償貸付ができる

(参考)

## 緊急消防援助隊の登録状況 2,210隊 (約31千人規模)

